

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

清須市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 6 条 1 項の規定に基づき、清須市による農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画として、本計画を定める。

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 清須地域

(1) 現況

本地域は、尾張平野のほぼ中央に位置し、ほとんどが海拔 10 m 未満となる起伏のない平坦な地域に農地が点在しており、北部及び西部の農地は農業振興地域に指定され、主に水稻経営が行われている。

地域全体の都市化が進む中、農業振興地域において農用地の保全を推進する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	清須区域	第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業
②		

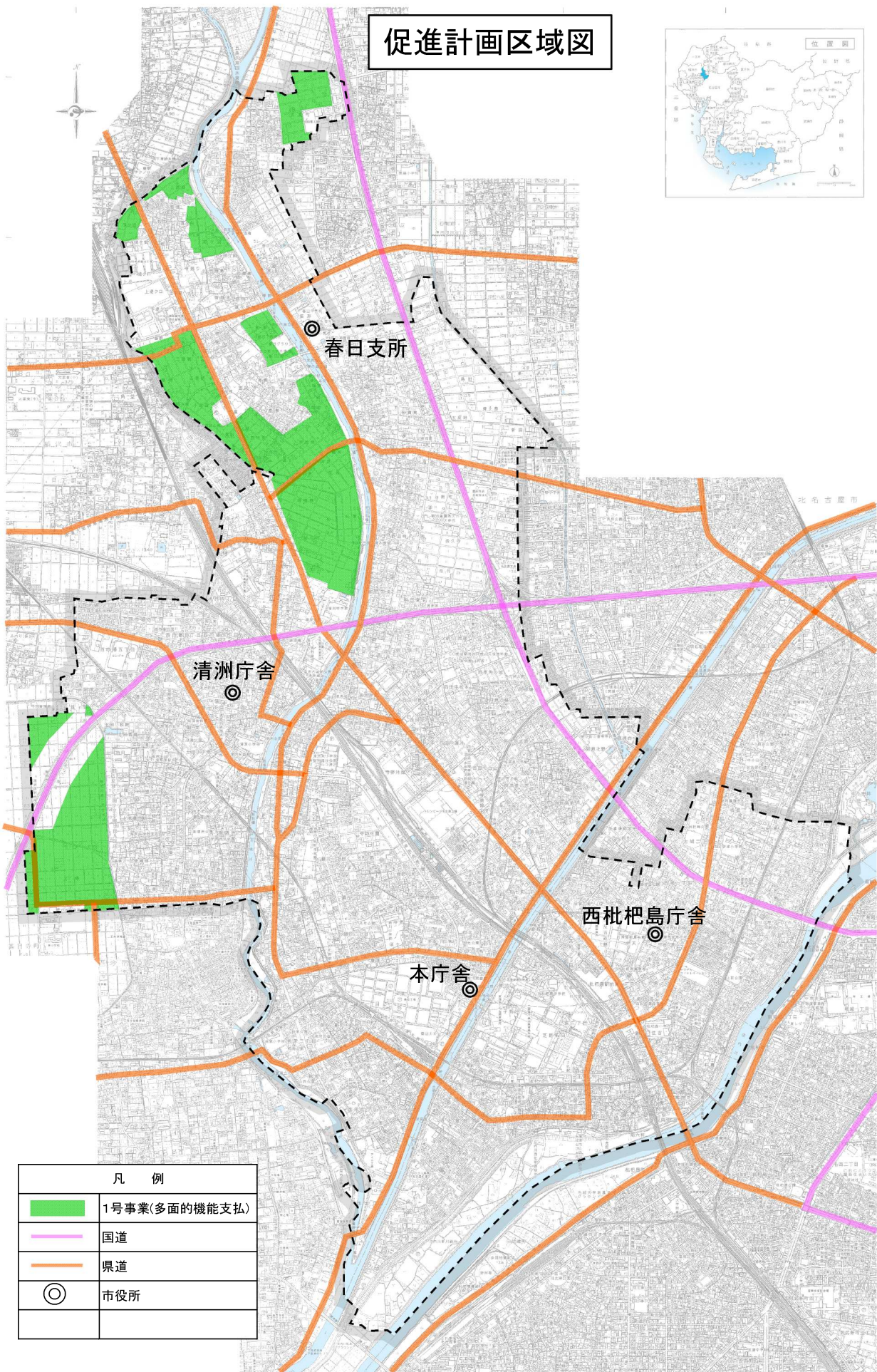
4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

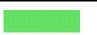



設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

愛知県が策定する多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)において、推進組織として位置付けられる愛知県農地水多面的機能推進協議会に参画し、多面的機能支払交付金による取組の円滑な実施を図ることとする。

促進計画区域図



凡 例	
	1号事業(多面的機能支払)
	国道
	県道
	市役所